

3. 行政分野への女性の参画

(1) 行政分野への女性の参画の実態

省庁による職員雇用は、契約職員(CDD、CDI⁸⁹)や省庁毎の採用試験も一部にはあるが、一般に省庁横断的な試験によって採用を実施している。国家公務員の試験では、管理部門(カテゴリーA)、中間部門(カテゴリーB)、一般部門(カテゴリーC)の3部門に分かれている⁹⁰。地方公務員の試験の場合には、カテゴリーDもある。試験による採用の場合、成績の上位者によって希望する省に就職できるため、性別によって合否が判定されることはない。一般に成績上位者は、国務院(Conseil d'Etat)や会計検査院に就職するという傾向がある。

フランスにおける女性公務員割合は、2004年時点で防衛省や内務省、住居・運輸省を除く省庁では40%以上である。また、教育省、雇用・連帯省は最も女性が多い省庁であり、女性の割合は、それぞれ66%、70%以上を超えている。

また、官吏と非官吏に別れているが、防衛省の非官吏において女性が少ないことを除けば、官吏、非官吏で女性割合の差はそれほど大きくはない。

⁸⁹ CDD (contrat durée déterminée) : 期限付き雇用契約、CDI (Contrat durée indéterminée) : 無期限の正規雇用契約

⁹⁰ カテゴリーAの条件は高等教育の学位取得である。一般に学士レベルの学位が必要とされ、修士レベルが要求されることは稀である。カテゴリーBでは、場合によっては看護師資格等のバカロレア後に取得可能な特別の資格が必要な場合がある。カテゴリーCでは特に学位の条件がない場合もあるが、職業適性証書(Certificat d'aptitude professionnelle :CAP)や技術者修了証書(Brevet d'études professionnelles :BEP)が必要な場合がある。(参照：<http://www.fonction-public.gouv.fr> : 2008.02 77㉔入)

図表 3-18 国家公務員にしめる女性職員の比率（省庁別）

	官吏		非官吏		労働者		総計	
	人員	女性比率	人員	女性比率	人員	女性比率	人員	女性比率
外務	9,583	42.3%	9,095	44.6%	-	-	18,680	43.4%
社会関係	24,423	71.3%	4,381	66.2%	-	-	28,804	70.5%
農業・漁業	32,332	52.4%	4,564	59.5%	24	-	36,920	53.2%
文化	12,192	53.0%	1,670	52.3%	-	-	13,862	52.9%
防衛	42,353	56.0%	7,691	38.5%	38,832	16.9%	88,876	37.4%
経済・財政	182,082	59.0%	10,791	67.2%	543	15.1%	193,416	59.3%
教育	1,102,451	64.9%	90,585	60.8%	1	-	1,193,037	64.6%
都市計画	97,184	30.0%	7,209	43.7%	9,439	2.2%	113,832	28.6%
内務	170,166	31.0%	5,410	61.9%	1,418	4.7%	176,994	31.8%
青少年・スポーツ	5,728	41.1%	2,108	35.6%	-	-	7,836	39.6%
法務省	69,445	53.2%	5,596	62.3%	-	-	75,041	53.9%
海外領土	696	57.3%	423	42.3%	21	23.8%	1,140	51.1%
首相府	1,590	57.2%	1,239	47.2%	583	45.1%	3,412	51.5%
教員を含まない総数	891,201	51.9%	102,018	61.3%	50,861	14.1%	1,044,080	51.0%
総数	1,750,225	58.0%	150,764	57.9%	50,861	14.1%	1,951,850	56.8%
カテゴリーA	983,161	59.9%	58,839	45.6%	37	-	1,042,037	59.1%
カテゴリーB	241,960	62.3%	37,403	67.4%	6,055	8.1%	285,418	61.8%
カテゴリーC	525,104	52.2%	35,100	69.5%	44,759	14.9%	604,963	50.5%
分類外	-	-	19,422	56.1%	10	-	19,432	56.1%

（注）教育には高等教育や研究費受給者（allocataire de recherche）を含む

（出所）INSEE ウェブサイトRegards sur la parité（2008）

（http://www.insee.fr/fr/ffc/chifcle_fiche.asp?tab_id=199：2008.02アケス）より作成

地方公務員に占める女性の割合は、官吏全体では、57.1%、非官吏では66.6%であり、非官吏の方が女性の占める割合が大きい。また、地方公共団体別では、地域間共同体であるコミューン間組織に占める女性官吏の割合が45.1%で、他と比較して割合が小さい。

地域圏における女性官吏の割合は68.9%と大きな割合となっている。

図表 3-19 地方公務員に占める女性の比率

地方公共団体	官吏		非官吏		その他の 雇用形態	総計	
	人員	女性 比率	人員	女性 比率	人員	人員	女性 比率
コミューン	850,972	58.8%	263,347	71.0%	89,718	1,204,037	61.8%
コミューン 間組織	133,457	45.1%	49,386	61.8%	13,422	196,265	49.7%
県	211,664	58.6%	38,465	68.9%	40,821	290,950	64.7%
地域圏	10,417	68.9%	3,440	56.9%	115	13,972	65.9%
その他	26,208	46.6%	44,466	44.7%	1,421	72,095	45.5%
総計	1,232,718	57.1%	399,104	66.6%	145,497	1,777,319	60.3%

(注) 2004年末日現在。その他の雇用形態には、産休の代理、見習いや特殊な契約⁹¹を含む。その他の行政組織には労働組合の団体や、市町村信用銀行(*caisse de crédit municipal*) 等を含む。

(出所) 内務省 “ *Les Collectivités Locales en Chiffres 2007* ” (2007) より作成

このように全体として女性公務員数は多い一方で、管理職における女性割合は 2002 年で全体の 13%、任命された人員における女性比率は、15.2%であった。2005 年には、2002 年より上昇し、全体では 16.1%、任命人員の女性比率は 17.6%であった。一方、職位別では、大使に相当する任務の職位、県知事、県財政部長、中央レベルの司法の管理職における女性割合が、2005 年時点で 10%を下回っている。

⁹¹ 連帯雇用契約(Contrat Emploi-Solidarite : CES) 及び強化雇用契約(Contrat Emploi Consolide : CEC)と呼ばれる契約。

図表 3-20 行政職の管理職に占める女性比率

	2002				2005			
	人員数		任命		人員数		任命	
執行部及び監督機関	人員	女性比率	人員	女性比率	人員	女性比率	人員	女性比率
政府の意思決定に係る職位	511	12.9%	192	12%	555	10.6%	155	12.3%
中央の行政局長及び同等の職位（注1）	188	18.6%	67	19.4%	215	13%	74	12.2%
大使に相当する任務の職位	174	9.8%	53	9.4%	182	9.3%	52	13.5%
県知事	118	5.1%	61	3.3%	123	7.3%	21	14.3%
学区長（Recteur）	31	25.8%	11	27.3%	35	14.3%	8	0.0%
その他の行政機関の職位	2865	12.9%	625	15.8%	3095	17.2%	800	18.3%
局長、副局長、局次長（注2）	785	22.8%	215	26.5%	805	27.5%	282	23.0%
監督庁の局長	20	10%	3	0.0%	24	12.5%	3	0.0%
県財政部長	107	6.5%	5	0.0%	110	9.1%	9	11.1%
中央政府からの地方代表の長（注3）	1953	9.3%	402	10.4%	2156	13.8%	506	15.8%
司法の意思決定に係る職位	518	13.9%	118	16.9%	534	15.4%	89	21.3%
中央レベルの司法管理職（注4）	33	9.1%	9	22.2%	34	5.9%	1	0.0%
大審院・破毀院の管理部及び検察	420	15.2%	105	17.1%	435	16.6%	82	22.0%
行政裁判所及び行政控訴院の院長	39	5.1%	3	0.0%	39	12.8%	6	0.0%
地域圏会計検査委員会の委員長	26	11.5%	1	0.0%	26	11.5%	0	0.0%
総計	3894	13%	935	15.2%	4184	16.1%	1044	17.6%

（注1）局長、事務次官、省庁間代表

（注2）その他の中央行政の管理職

（注3）県知事、学区長、県財政部長、大使を除く

（注4）破毀院、国務院、会計院

（出所）INSEE ウェブサイトRegards sur la parité（2008）

（http://www.insee.fr/fr/ffc/chifcle_fiche.asp?tab_id=199:2008.0277&rs）より作成

（2）行政分野への女性の参画に関する取組

フランスの公務員は女性の割合は、省庁によって異なるものの、全体としては半数を女性職員が占めているが、女性の管理職への登用は進んでいない。

2000年3月6日の通達⁹²によって、国家公務員、地方公務員及び病院の公務員公務部門における男女平等に関する数力年計画が定められた。3 - 5年をかけて男女平等のための計画を実施すると決定した省庁において、女性を一定数配置することが定められており、現在12の計画が実施されている⁹³。省庁の中には、省内に監視委員会を設置して男女平等のためのモニタリングを実施している⁹⁴。また、今後このような内部監視機関の設置を検討している省庁もある。

(3) 今後の課題

公務員数全体では男女で大きな違いはないが、今後決定権を持つ管理職に女性を一層登用することが期待されている。

現在は、防衛省などの従来女性向けではないとされてきた省庁では、大臣を女性が務めているが、職員のレベルでは女性が少ないことから、これを契機に女性職員の少ない省庁における女性の割合を高めていくことも重要と考えられている。

また、政治分野と同様に行政分野においても、地域間共同体であるコミューン間組織での女性職員の割合が低いため、地域間共同体においても、積極的な女性職員の登用が望まれている。

⁹² 注 67 参照。

⁹³ 実施している省庁は、外務省、文化省、教育省、法務省、環境省、経済省、農業省、内務省、労働省、運輸省、青年・スポーツ省、国防省である。

⁹⁴ 法務省や青年・スポーツ省。